

スバル興業株式会社

定 款

沿 革

昭和21年	1月28日	認証	昭和51年	4月26日	改定
昭和21年	4月22日	改定	昭和51年	10月29日	改定
昭和21年	5月15日	改定	昭和52年	4月28日	改定
昭和21年	11月 1日	改定	昭和54年	4月27日	改定
昭和22年	4月18日	改定	昭和57年	4月27日	改定
昭和22年	10月20日	改定	昭和63年	4月28日	改定
昭和23年	2月19日	改定	平成 3年	4月25日	改定
昭和23年	3月29日	改定	平成 6年	4月27日	改定
昭和23年	4月10日	改定	平成14年	4月26日	改定
昭和23年	4月27日	改定	平成15年	4月25日	改定
昭和25年	2月10日	改定	平成16年	4月28日	改定
昭和26年	7月30日	改定	平成19年	4月26日	改定
昭和28年	4月 8日	改定	平成21年	4月28日	改定
昭和35年	3月25日	改定	平成22年	4月28日	改定
昭和37年	3月26日	改定	平成23年	4月27日	改定
昭和38年	3月30日	改定	平成26年	4月25日	改定
昭和39年	3月30日	改定	平成27年	4月27日	改定
昭和42年	4月 1日	改定	平成28年	4月27日	改定
昭和46年	3月30日	改定	平成29年	4月27日	改定
昭和49年	3月30日	改定	平成29年	8月 1日	改定
昭和49年	6月27日	改定	令和 4年	4月26日	改定
昭和50年	3月28日	改定	令和 5年	3月 2日	改定

スバル興業株式会社定款

第1章 総則

[商号]

第1条 当社はスバル興業株式会社と称し、英文ではSubaru Enterprise Co., Ltd. と表示する。

[目的]

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 映画その他の興行、映画の配給、娯楽機関の経営
- (2) レクリエーション事業の経営
- (3) 物品および酒類の販売ならびに飲食店の経営
- (4) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理業
- (5) 道路の維持・管理業務の請負および受託
- (6) 道路および道路に付帯する施設の清掃業務の請負
- (7) 道路の保全補修工事および道路に付帯する施設の建設および補修工事
- (8) 照明設備、信号設備、屋内電気設備工事の施工ならびに保全管理
- (9) 造園、緑化工事の設計・施工ならびに維持・管理
- (10) 塗装工事の請負・施工
- (11) 冷暖房、空気調和、給排水、衛生等管工事の施工ならびに維持・管理業務の請負
- (12) 交通管理およびこれに付帯した業務の受託
- (13) 駐車場、休憩所、宿泊施設および給油所その他サービス施設の運営
- (14) 警備業法に基づく警備業
- (15) 自動車の整備・点検の業務
- (16) 建設機械および自動車の賃貸業
- (17) 産業廃棄物および一般廃棄物の処理業
- (18) 下水道処理設備の維持・管理業務の請負
- (19) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
- (20) 古物売買業
- (21) マリン・レジャー施設の賃貸、管理および経営
- (22) 旅行業法に基づく旅行業および旅行業者代理業
- (23) 海上運送法に基づく海上運送事業
- (24) 再生可能エネルギー関連事業における発電・売電に関する業務および関連施設の建設・保守ならびに関連製品等の開発・販売・輸入に関する一切の業務
- (25) 煙草の販売ならびに郵便切手類および収入印紙の売捌
- (26) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業およびその他の保険代理業
- (27) 以上の目的を達するに必要な付帯事業

[本店の所在地]

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

[機関]

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

[公告方法]

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

[発行可能株式総数]

第6条 当社の発行可能株式総数は、400万株とする。

[自己の株式の取得]

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

[単元株式数]

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

[単元未満株式についての権利]

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

[株主名簿管理人]

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、すべて株主名簿管理人に取り扱わせる。

[株式取扱規程]

第11条 当社の株主の権利行使に際しての手続きその他株式に関する取扱いは、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

[基準日]

第12条 当社は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

[招集時期および招集地]

第13条 当社の定時株主総会は毎年4月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

- 2 株主総会の招集地は、東京都千代田区またはこれに隣接する地とする。

[招集権者]

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

[議長]

- 第15条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

[電子提供措置等]

- 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

[決議の方法]

- 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

[議決権の代理行使]

- 第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

[総会議事録]

- 第19条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を記載し、または記録する。

第4章 取締役、取締役会および執行役員

[取締役の員数]

- 第20条 当社の取締役は15名以内とする。
- 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とし、その過半数は社外取締役とする。

[取締役の選任]

- 第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

[取締役の任期]

- 第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

[代表取締役および役付取締役]

- 第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。

[取締役会の権限]

- 第24条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。
- 2 前項にかかわらず、当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することができる。

[取締役会の招集権者および招集手続]

- 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集する。
- 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が招集し、取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が招集する。
 - 3 前2項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
 - 4 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の2日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 5 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

[取締役会の議長]

- 第26条 取締役会においては、取締役会長が議長となる。
- 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が議長となり、取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が議長となる。

[取締役会の決議方法]

- 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

[取締役会の決議の省略]

- 第28条 取締役会の決議事項についての取締役の提案に対し、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

[取締役会規程]

- 第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

[取締役会議事録]

第30条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を記載し、または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。

[取締役の報酬等]

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）に関する事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

[取締役の責任免除]

第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

[執行役員]

第33条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任することができる。

- 2 執行役員は、取締役会の監督の下で、当会社の職務を執行する責任と権限を有する。
- 3 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、執行役員を兼務することができる。
- 4 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から、社長執行役員1名、副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員各若干名を選定することができる。

第5章 監査等委員会

[監査等委員会の招集手続]

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の2日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。

[監査等委員会の決議方法]

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

[監査等委員会規程]

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

[監査等委員会議事録]

第37条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を記載し、または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名を行う。

第6章 会計監査人

[会計監査人の選任]

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

[会計監査人の任期]

- 第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

[会計監査人の報酬等]

- 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

[事業年度]

- 第41条 当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

[期末配当金]

- 第42条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。
- 2 期末配当金については、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

[中間配当金]

- 第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
- 2 前条第2項の規定は前項の中間配当金に準用する。

